

東浦町生活排水クリーン推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止と住民の生活環境の保全を図るため、地区における住民主体の生活排水クリーン推進員（以下「推進員」という。）の設置について定める。

(職務)

第2条 推進員は、次の職務を行うものとする。

- (1) 地区住民に生活排水についての情報を提供し、家庭でできる浄化について指導する。
- (2) 国、県及び町が行う生活排水対策事業に協力する。
- (3) 生活排水について効果的な対策その他についての意見、要望を町に提出する。
- (4) 町が開催する研修会等に参加する。

(依頼)

第3条 推進員は、町内に居住する満20歳以上の者で、生活排水浄化に関心があり、推進員として積極的に活動できるものを町長が依頼する。

(任期)

第4条 推進員の任期は、依頼した日から翌年の3月31日までとする。

(謝礼)

第5条 推進員には、謝礼を供与する。

(実費弁償)

第6条 推進員が職務のため旅行した場合の費用は弁償する。その額は、東浦町職員の旅費に関する条例（昭和45年7月23日条例第6号）に定める行政職（一）1級相当額とする。

(依頼の取消)

第7条 町長は、推進員が次のいずれかに該当するときは、その任期中であっても依頼を取消することができる。

- (1) 町外に転出したとき。
- (2) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 辞退を申出たとき。
- (4) その他推進員として、不相当と認められる事由があるとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。